

電波監理審議会（第1113回）議事要旨

1 日時

令和5年3月8日（水）15:00～17:09

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、矢嶋 雅子

(2) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

松井 正幸（地上放送課長）、安東 高德（衛星・地域放送課長）、

鎌田 俊介（放送政策課室長）、岸 洋佑（放送政策課企画官）

（総合通信基盤局）

竹村 晃一（総合通信基盤局長）、豊嶋 基暢（電波部長）、近藤 玲子（総務課長）、

荻原 直彦（電波政策課長）、田口 幸信（基幹・衛星移動通信課長）、

中村 裕治（移動通信課長）、渡部 祐太（電波政策課企画官）

(4) 事務局

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 議事模様

(1) 諮問事項（総合通信基盤局）

- ① 電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案（携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な周波数移行に関する制度整備）（諮問第5号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

令和4年12月に取りまとめられた「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース 報告書」において措置が必要とされた事項等について、所要の改正を行

うための省令案等について諮問するもの。

- ② 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（デジタル簡易無線の高度化等に係る制度整備）
（諮問第6号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

自動的に又は遠隔操作によって動作する簡易無線の高度化に係る電波法施行規則等の一部を改正する省令案等について諮問するもの。

- ③ 周波数割当計画の一部を変更する告示案（デジタル簡易無線の高度化等に係る制度整備）
（諮問第7号）

審議の結果、諮問のとおり変更することが適当との答申をした。

【内容】

簡易無線の増波に係る周波数割当計画の一部を変更する告示案について諮問するもの。

- ④ 航空機局の無線設備等保守規程の認定（諮問第8号）

審議の結果、諮問のとおり認定することが適当との答申をした。

【内容】

株式会社フジドリームエアラインズの航空機局の無線設備等保守規程の認定について諮問するもの。

(2) 諮問事項（情報流通行政局）

- ① 放送法施行規則等の一部を改正する省令案（電波法及び放送法の改正に伴う制度整備）
（諮問第9号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）の公布後1年以内に施行する部分に係る放送法施行規則等の制度整備について諮問するもの。

- ② 電波法施行規則等の一部を改正する省令案等（諮問第10号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

FM 補完中継局等の一部中継局について、再免許の場合は申請公示を不要とするための省令案について諮問するとともに、令和5年の地上基幹放送局の再免許等に際し付す予定の条件等について報告するもの。

- ③ 日本放送協会放送受信規約の変更の認可（諮問第11号）

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて日本放送協会が実施している延滞利息に関する措置について、その期限を延長するための「日本放送協会放送受信規約」の変更に対する認可について諮問するもの。

- ④ 九州朝日放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定 (諮問第12号)
審議の結果、諮問のとおり認定することが適当との答申をした。

【内容】

九州朝日放送株式会社から申請のあった認定放送持株会社の認定について諮問するもの。

(3) 報告事項 (総合通信基盤局)

令和4年度電波の利用状況調査の調査結果について、総務省から報告があった。

(4) 報告事項 (情報流通行政局)

B S放送の右旋帯域における衛星基幹放送事業者の公募・認定に向けた手続等について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)